

議案第 2 1 号

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

栄養サポートチームによる研修指導料を追加するための改正

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2 その他の表医師面談料の項の次に次のように加える。

栄養サポートチーム研修指導料 （飛驒市民病院）	1回につき 33,000円
----------------------------	---------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の

使用料並びに手数料条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																
本則・附則 略 別表（第2条関係） 1 文書料の表 略 2 その他	本則・附則 略 別表（第2条関係） 1 文書料の表 略 2 その他																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">単位及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">差額室料（飛騨市民病院）の項～医師面談料の項 略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位及び金額	差額室料（飛騨市民病院）の項～医師面談料の項 略						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">単位及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">差額室料（飛騨市民病院）の項～医師面談料の項 略</td> </tr> <tr> <td>栄養サポートチーム研修指導料（飛騨市民病院）</td> <td style="text-align: center;">1回につき 33,000円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位及び金額	差額室料（飛騨市民病院）の項～医師面談料の項 略		栄養サポートチーム研修指導料（飛騨市民病院）	1回につき 33,000円		
区分	単位及び金額																
差額室料（飛騨市民病院）の項～医師面談料の項 略																	
区分	単位及び金額																
差額室料（飛騨市民病院）の項～医師面談料の項 略																	
栄養サポートチーム研修指導料（飛騨市民病院）	1回につき 33,000円																
教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料（飛騨市こどものこころクリニック）の項～ペアレントトレーニング料（飛騨市こどものこころクリニック）の項 略	教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料（飛騨市こどものこころクリニック）の項～ペアレントトレーニング料（飛騨市こどものこころクリニック）の項 略																

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の 使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
担当部	病院事務局
提案理由	栄養サポートチームによる研修指導料を追加するための改正
制定改廃 の根拠等	市独自の改正
条例の 概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>市民病院栄養サポートチームが外部の方に研修指導を開始するにあたり、その手数料を新たに設けるための改正。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p>
市民への 影響等	研修指導により地域の栄養に対する知識の向上を図ることができ、同時に栄養サポートチームの能力向上につながる。
施行日	令和8年4月1日
備考	